

平成21年 (ワ) 第745号 地位確認等請求事件

原告: 久木野憲司

被告: 長崎県公立大学法人

原告第9準備書面 (請求の追加的変更)

平成23年1月25日

長崎地方裁判所 民事部2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 木 佐 茂 男 市 北 爪 宏 明

記

第1 請求の追加的変更

原告第6準備書面の変更後の下記請求の趣旨

- 「1 原告が、被告に対し、平成21年9月15日付停職処分の付着しない労働契約 上の権利を有することを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、金11,000,000円及びこれに対する本訴状送達の 日の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 3 被告は、原告に対し、金 円並びに、うち金 円に対する平成22年3月5日から、うち金 円に対する平成22年3月20日から、うち金 円に対する平成22年4月22日から、うち金 7,600円に対する平成22年5月22日から、うち金 円に対する平成22年6月22日から、うち金 円に対する平成22年7月1日から、うち金 円に対する平成22年7月2日から及びうち金

- ■円に対する平成22年8月21日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。」

とあるを

- 「1 原告が、被告に対し、平成21年9月15日付停職処分の付着しない労働契約 上の権利を有することを確認する。
- 2 被告は、原告に対し、金11,000,000円及びこれに対する本訴状送達の 日の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 3 被告は、原告に対し、金 円並びに、うち金 円に対する平成22年3月5日から、うち金 円に対する平成22年4月22日から、うち金 円に対する平成22年4月22日から、うち金 円に対する平成22年5月22日から、うち金 円に対する平成22年7月1日から、うち金 円に対する平成22年7月22日から、うち金 円に対する平成22年7月22日から、うち金 円に対する平成22年7月21日から、うち金 円に対する平成22年7月21日から、うち金 円に対する平成22年7月21日から、うち金 円に対する平成22年7月21日からる平成22年7月21日から及びうち金 円に対する平成22年7月21日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、被告の負担とする

との判決並びに仮執行の宣言を求める。」

と請求を追加的に変更する。

第2 追加部分の請求の原因

- 1 本準備書面による追加部分の請求原因のうち訴状・準備書面と重複する部分(本件懲戒処分の無効等に関する部分等)については、すでに主張しているものを引用する。
- 2 研究費の不当な減額

被告は、本件懲戒処分が有効であることを前提として原告の平成22年度の研

究費を算出し、平成22年7月20日、前年より 円不当に減額している(甲269の1~271)。

そのため、原告は、被告大学業務のためにこれまで研究費から支出していたものを手弁当で支出しなければならなくなってしまった(甲272の1~273)。原告のような大学教員という職種にあっては、学会参加は単に自らのスキルアップや研鑽というにとどまらずまさに研究業務の基礎をなす重要な職務なのである。そのため、研究費が出ないからといって従前参加していた学会を離脱することはできない。

かかる費用を原告個人が負担しなければならなくなったのは、被告による不当な懲戒処分とその不当な懲戒処分を強引に有効と位置付け原告を評価し研究費を削減した被告の行為が原因である。

したがって、研究費の減額分を実質は原告個人が負担しなければならないということであり、これは違法・無効な本件懲戒処分との因果関係ある損害に他ならない。

3 賞与の減額

被告は、無効な本件懲戒処分を前提として平成22年度12月分の賞与(期末 手当、勤勉手当等)を算出した(甲274~275の5)。

そのため、同月10日支給の原告の賞与が不当に少なくとも 円 (=) 減額されることになった。定期昇給分の計算は原告において資料等がないため計算が困難である。被告において定期昇給があった場合の金額を明示されたい。そのため、この 円の請求については一部請求であることを明示しておく。

4 よって、原告は、被告に対し、債務不履行に基づく損害賠償として、 円及びこれに対する平成22年7月21日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金並びに 円及びこれに対する平成22年12月11日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

第3 慰謝料

1 大々的なマスコミ報道

別件の不当な刑事告訴、刑事告発等が報道され、世間から色眼鏡で見られている状況にあった。そのような不当な社会的注目の中、被告が敢えて正当な理由も必要性もないのに本件懲戒処分を行った旨記者会見まで開いているのである。そのため、本件は広く世間に知られることになった。

刑事告訴・刑事告発に端を発した刑事事件は最終的に不起訴処分となったが、 刑事手続について十分な理解のない一般人にとっては、まず長崎市や長崎県議会 という公的機関が行った刑事告訴・刑事告発の報道により原告を犯罪者として見 るようになり、本来であれば裁判で無罪となる以上の価値があるものである不起 訴処分(嫌疑不十分)も疑わしいままで終わったという程度の印象しか持たない のである。

最終的に不起訴処分となった刑事告訴・刑事告発に伴う刑事事件の終焉が大々 的に報道されることがなかったように、本件懲戒処分が無効と判断されたとして もマスコミ報道が本件懲戒処分が行われたときほど大規模に報道されないことは 経験則上明らかである。そのため、再度被告が謝罪のための記者会見を開き、新 聞等に謝罪広告を出し、責任者・関係者が引責辞任・給与・退職金の返還を行う など徹底的な措置がない限り、原告の名誉が真に回復されることは現実には不可 能なのである。

2 本件懲戒処分後の被告の各種行為

保全異議の決定を実質的に無視した被告の行為によって、原告第6準備書面や 本準備書面での請求の趣旨の拡張のようにその度ごとに多大な労力と時間をかけ 対応せざるを得ないことになっている。

また、金銭面以外でも被告が本件懲戒処分が有効であることを前提に被告が各種行為を繰り返して行うため原告はその度ごとに屈辱感を与えられている。

さらに、被告は、原告の言い分を聞く耳さえ持たない状況で、原告を不当に不 利に扱う極めて強引な運営を行い、原告に精神的苦痛を与え続けている。

3 4	4件懲戒処分を原因とした公私の被害
(1)	生活面
	本件懲戒処分により原告は
Î	
1	
	生活を仮処分、その後の強制執行
初	を告による賃金の仮払いがなされるまでの間強いられた。
(2)	の風聞被害
7-7	狭い世界である地方都市長崎において大学教員の懲戒処分事件は、被告が
1	た記者会見によって、地元マスコミ全てに報道され地元住民の耳目を集め
*1	
	どのような
6 E	
箵	Pを及ぼすのかについては、地方に住む住民として、被告もよく分かってV
13	はずである。
1	
(3)	原告の学術活動への障害
101	
	不当な懲戒処分によって原告は研究費による出張ができなくなり、私費も
	状態では、停職期間中の学会活動は停止せざるを得ない状況に追い込まれ

例年であれば、所属する学会からの役割の要請がメール等であるのであるはずのものが、いきなり被告に原告のメールが停止されたため、宛先不明で不達となった学会連絡が多かったと思われる。しかし、原告には確認する術もなく、現在においても手の打ちようがない。そして、マスコミ報道、ホームページ等の情報とも相まって多くの大学関係者には原告が被告大学の教授職を辞したものと誤解されたであろうし、そのことで学会活動への参加や共同研究の機会が失われたであろうことは容易に想像がつくところである。常に最新の学術研究、情報等をカバーしていく必要がある大学教員という職種にあっては、かかる不利益は甚大なものである。

(4) 出版機会の喪失と出版社との交流途絶(出版可能性途絶)

原告の著書の一つである「解剖生理学」については原則として毎年文章の修正を加えて増刷発行してきた(甲276)。毎年、千数百人の全国の学生が原告の本で勉強している。一昨年度は、本件懲戒処分を受ける直前の出版社との協議によって、改訂版の出版のための執筆作業を開始することになっていたが、出版社担当者より被告から本件懲戒処分を受けた事情を理由として原告との交流を途絶する(したがって、改訂版の出版中止など、すべての出版計画が中止)という通知が届いた(甲277)。この出版社は医学出版界において著名な出版社であり、原告との付き合いは1991年以来の長きにわたるものであった。これまで原告が編集者となって11冊の著書を同出版社より発刊して全国主要書店に配本してきた。それが、今回被告が行った不当な本件懲戒処分によってこれまで原告が培ってきた信用は失墜し、長年の信頼関係が破綻して原告の出版機会は失われることになった。その後、現在に至っても出版社との交流は途絶しており、大学教員として貴重な名誉と財産を失うことになってしまった。

(5) 共同研究の機会喪失

公私設の試験場や研究所より原告に研究の問い合わせメールが寄せられることが度々ある。内容に関する協議などを行った結果として、その後に共同研究として問題解決にあたることもあり、指導に限ることで終える場合もある。

例えば、原告が本件懲戒処分前に2度ほど訪問を受けて相談に乗っていた 県 試験場の研究があるが、これなども被告がいきなりメールを停止した ことで連絡が断たれたことから、その後、当該研究がどのようになったのか原 告には知る術もない状況となってしまった。その時実施されていた予備的試験を終えたところで、共同研究として試験を本格化しようと本試験を実施しようと相談に乗っていたものであったため、被告によるメール停止処置によって一つの共同研究の機会が失われた例であることは間違いない(甲278の1~278の4)。このような共同研究は、原告個人の研究活動に役立つのみならず、講義等を通じて学生にその知識・経験を教授することができ、大学教員ひいては被告大学にとっても大きな意義を有するものである。

大学教員が移籍により大学を去る場合などには、教育研究面での不具合が生じないように電子メールや連絡先の案内は配慮されるのが通常である。被告が今回行った行為、すなわち、いきなり研究連絡が断たれる事態などはおよそ大学教員には想定外の出来事で、どれほどの研究活動や出版活動に影響が及んだのかについては想像できないほど広範囲に及ぶものである。当然、原告が気付くもの以上の広範な影響があったであろうことだけは間違いないところである。そして、その悪影響を事後的に回復することは、極めて困難である。

- 4 本件は、債務不履行で請求している部分についても同時に不法行為に該当する ものである。しかも、故意であり、原告に対する不当な扱いが徹底したもので、 かつ、長期にわたって継続している。そのため、原告の受けた精神的苦痛は甚大 である。
- 5 したがって、本件の慰謝料は、無効な懲戒を受けた一般的な事案に比し、大幅 に増額されなければならない。
- 第4 平成23年1月13日付被告準備書面(8)に対する反論
 - 1 提出を求めているものについて

提出が必須と考えるものは、文書提出命令申立書(2)のとおりである。その他のものについても、合理的理由もなく被告が適時に提出しないという点は重要である。

2 調査手続及び弁明手続における弁護士の同席について

本件の調査手続及び弁明手続は、最終的に停職という重大な処分に至るための 要件であり、従前主張のとおり停職処分という原告にとって対外的にも大きな影響のあるものである。

そうすると、単に被告大学内部の自律云々という範囲では済まない問題である。 他方で、原告は、木佐、北爪両代理人に適法に代理権を付与し、被告にもその 旨伝えているところである。そのため、代理の有効要件を満たしており、被告の 同意・不同意は、代理人の行為の有効性に影響しない。したがって、適法な代理 人の同席を拒むことは、調査手続及び弁明手続における原告の攻撃・防御を不当 に奪うものであることから、両手続に重大な瑕疵があるといえる。

3 乙48の判決の評価について

被告は、同判決を恣意的に引用したものであり、理由がない。同判決の裁判では、被告が仮処分の手続の機会を奪った点について不法行為が成立するか否かというものであり、本件懲戒処分の有効性とは無関係のものである。

第5 長崎県政界の強い影響について

証人採用された 氏と被告大学職員百岳氏との遣り取りが甲279の1、2である。かかる遣り取りから、長崎県政界の強い影響のもと、被告が本件懲戒処分に及んだことは明らかである。対照的に、バイオラボ社創業当時の長崎県(被告はこのころ、現在の公立大学法人になる前の長崎県立シーボルト大学で長崎県と一体であった。)の原告に対する後押しは、マスコミも非常に注目する中、絶大なものであった(甲280)。ところが、バイオラボ社が破綻するや長崎県、長崎市、被告、長崎県政界等は、手の平を返すように、原告に対する対応が180度変わったのである。原告は、バイオラボ社を破綻させた経営責任(これは原告真摯に認め、幾度となく関係者に謝罪している。)以外にいわれのない責任追及を受け、その最たるものが県議会による告発、長崎市による告訴、被告による本件懲戒処分なのである。

かかる経緯に照らし、 氏と被告大学職員百岳氏との遣り取りは、故意、禁反 言、懲戒処分対象事実の評価、平等原則違反、権利濫用、本件懲戒処分の必要性、

本件懲戒処分の手続の存在意義、兼業許可の意義・解釈・運用、懲戒権の濫用、比例原則違反、従前の労働管理の実態その他本件懲戒処分の有効性の判断に関する多岐にわたる部分に重大な影響を及ぼす事実である。

以上